

# 会 議 要 旨

## 1 開 会 午後3時00分

## 2 平成28年9月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、異議がないか確認のうえ承認した。

## 3 委員及び教育長の報告

(教育長)

委員及び教育長の報告ですが、委員の皆様から報告はございませんか。

それでは私の方から報告第17号、平成28年度西之表市一般会計補正予算(第2号)に係る意見について、総務課長報告をお願いします。

(総務課長)

平成28年度西之表市一般会計補正予算(第2号)に係る意見について、西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条1項の規定により、臨時代理した平成28年度西之表市一般会計補正予算(第2号)について、別紙のとおり市長へ意見具申をしたので、同条第2項の規定により報告いたします。2頁、3頁をご覧くださいと思います。平成28年9月2日付で、平成28年度一般会計補正予算(第2号)について諮問がございました。同日付で、特別に意見はありませんということで答申をしております。

補正予算については、委員の皆さんにも配布をさせて頂いております。今回の9月補正の教育委員会の主なものについて、私の方から簡単に説明させていただきます。

予算書の5頁になります。スクールバス運行业務委託の債務負担行為についてです。地方公共団体の予算は、4月1日から翌年の3月31日までを区切りとしておりますが、債務負担行為は複数年度の事業契約など翌年度以降の支出(債務負担)を約束しなければならない場合に設定するもので、債務負担行為を設定することにより事業を実施する前年度に契約することが可能となります。平成29年3月末で種子屋久交通と契約しております。スクールバスの契約が満了となります。平成29年4月以降の運行委託について、平成28年度中に入札事務等を行う必要があることから債務負担行為の設定をしたものであります。

債務負担行為の期間は、平成29年度から31年度までの3年間、限度額を143,000千円として設定しております。この限度額は入札額、契約額とは違いまして、3年間で必要と見込まれる上限額を設定しております。

23頁をお願いします。補正の主な物について説明します。教育総務費の需用費、修繕料の662千円の増額は、安城地区テレビ共調受信機の大規模改修に伴う安城教職員住宅4棟の受信施設改修、その他、伊関・国上・桜ヶ丘住宅等の修繕に必要な経費を増額しております。

7目心の教育推進費の960千円の減額ですが、スクリーングサポート事業の適応指導教室指導員を当初2名を予定しておりましたが、児童生徒の数により1名での対応が可能であることから減額したものです。

24頁をお願いします。15節工事請負費6,760千円の増額は、当初修繕で要求していました現和小学校プール循環ろ過装置取替を修繕から工事請負費に変更したため増額したものです。

これにより修繕料の3,043千円を減額しております。中学校費の1目学校管理費委託料は種子島中学校トイレ改修実施設計入札執行残1,258千円を減額するものであります。実際の工事

は平成29年度からになります。

25頁になります。社会教育費の5目開発総合センター管理費の需用費修繕料の848千円の増額種子島鉄制作演出ジオラマの修繕を行うものです。10目文化財保護費に2,348千円を追加しております。種子島西之表市いけばな展開催事業1,820千円、郷土芸能保護伝承事業405千円の追加が主なものです。いけばな展は国民文化祭で得た成果を一過性で終わらせないため本年度も引き続き実施をしようとするものです。市民フェアに併せて開催するものです。郷土芸能保護伝承事業ですけれどもふるさと応援基金を活用して市民の文化に対する関心を更に深めるため普及啓発活動の一環として、民俗芸能集を刊行するものであります。以上で説明を終わります。

(教育長)

補正予算について説明がありましたが質問等ありませんか。

(委 員)

ありません。

(教育長)

続きまして、報告18号平成28年第3回西之表市議会定例会について説明をお願いします。

(総務課長)

平成28年第3回西之表市議会定例会について、9月16日から10月3日まで会期を18日間(本会議5日間、委員会5日間、休会8日間)で開催されましたので、その概要について報告します。一般質問については、9月27日から29日に行われました。主な内容として、丸田健次議員が市民会館の利用状況について。鮫島市憲議員が来年度長浜市と友好盟約締結から30周年を迎えるに当たり、市当局の対応等について。橋口美幸議員が子どもの育つ環境について、住宅問題について。長野広美議員がしおさい留学について。田添辰郎議員がこれまでの質問の確認(これまで市政全般について様々な質問をしているが、現状がどうなっているか再確認する)。榎本一巳議員が現状に対する問題意識について質問がなされました。

次に、総務文教委員会が9月20日に開催されております。議案第49号平成28年度一般会計補正予算(第2号)の審査の中で、次のような委員の質疑・要望等がありました。学校配当予算について、プール関係について、ALTの旅費について、心の教育推進費の指導員報酬について、いけばな展等について質問等です。以上です。

(教育長)

市議会一般質問、総務文教委員会の委員からの質問について説明がありましたが、委員の皆さんから質問はございませんか。各課の課長から補足することはありませんか。

(各課長)

ありません。

(委 員)

田添議員から出された榕城小学校の照明の話がありましたけども水はけの問題、榎本一巳議員の各課における一番の課題と対策、将来ビジョンについて教育委員会としてどのような答弁をしたのかお聞かせ下さい。

(総務課長)

榕城小学校のグラウンド照明については、以前から何回も質問が出されております。スポーツ少年団のサッカーの冬場の練習に照明がないと出来ないということで、前から要望が出ているところですが、放課後の暗くなってからの活動は、学校教育活動ではないと判断をしていることから教育委員会では照明機具は検討していない旨を伝えている。水はけの問題は、グラウンドにまいた砂が風でグラウンド周辺にふきよせられ配水を妨げているという状況もございます。グラウンド整備につきましては、榕城小学校に限らず下西・現和小など各学校からも相談を受けておりますので計画的に整備をしていきたいと考えております。

(教育長)

榕城小学校グラウンド照明の件ですが、教育委員会では検討していないと課長から説明がありました。理由は2つあります。1つは夜間照明を使ってグラウンドで授業をすることは無い。学校教育活動においては、グラウンドの照明は必要ない。もう1点は、子供は基本的には日没後、暗くなったら自宅へ帰る。これが基本だということでスポーツ少年団の練習をすることで照明をつける必要はないということで答えております。冬場は練習時間も短く大変だと思いますが短い時間で内容のある練習を中学校も野球・サッカー・陸上が練習しておりますが、照明はありませんので、委員の皆さんにも各スポーツ少年団から相談がくるかもしれませんが、その時は、教育委員会としての見解を説明していただきたいと思っております。

榎元議員の各課の課題と対策については、まず1点目は老朽化した施設の補修・整備が大きな課題となっていること。また、児童・生徒一人・一人の生きる力を育成する。これについては、これまでも最重点課題として捉えていたところでもあります。もう1点は、将来的に少子化が進む中で小学校の小規模化にどう対応するかということでもあります。このように答弁しております。

(委員)

先程の照明関係ですが、学校教育活動には関係ないが、社会体育面でいくと、例えば市民体育祭などがありますけど学校によっては地域によっては、照明等もあるところもあるのではないかと思います。これからも要望として上がってくるのではないかと思います。しっかりとした線引きが必要になると思います。

(総務課長)

伊関小学校にあります。照明は校区が設置したものです。また、大字の学校はそんなにはないと思いますが、榕城小学校については、照明施設を付けることで周辺の住環境の問題と出て来ると思います。

(委員)

管理面も出て来るでしょう。

(教育長)

どうしても照明が必要であるということであれば、教育活動という観点ではなく緊急避難場所として照明を付ける検討の余地はあると思っております。

(委員)

文化財資料購入費として袴を2点購入したということですが、これは、江戸時代の礼服と

か資料を調べていたら載っていましたが、袴はどれぐらいして、どれぐらい価値があるのですか。

(社会教育課長)

これは、上妻家住宅を購入して、その所有者でありました、上妻さんの所に袴(かみしも)2点というのがございまして、1点につきまいては、芭蕉布製の袴と言って幕末の頃に制作されたもので、非常に貴重なものであるということでもあります。もうひとつは、麻の袴で種子島家の家紋が入ったもので、江戸時代の武士の礼装でございます。これも貴重なものでもあります。

(教育長)

他にありませんか。なければ、報告第19号西之表市立学校職員の人事評価に関する意見の申出要領の一部を改正する要領の制定について説明をお願いします。

(学校教育課長)

6頁になります。西之表市立学校職員の人事評価に関する意見の申出要領の一部を改正する要領の制定について、西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した西之表市立学校職員の人事評価に関する意見の申出要領の一部を改正する要領の制定につて、同条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

提案理由としましては、学校職員の人事評価結果の総合評価に関する意見(不服等)については、市町村教育委員会に提出することになっているが、人事評価全般に関する意見は、県教育庁教職員課に申し出ることとされており、現行の要領では市教育委員会学校教育課に申し出る規定となっているため、要領の一部を改めようとするものであります。

(教育長)

新しい人事評価を前期・後期に分け9月1日を基準にして10月中に本人にフィードバックするようになっております。その結果について不服がある場合は不服申し立てができるようになっております。人事評価制度全般についての意見等は、県の教職員課へ申し出るというようなこととなります。報告第19号については、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(教育長)

それでは、報告第20号種子島開発総合センター参与の委嘱について社会教育課長説明をお願いします。

(社会教育課長)

9頁になります。種子島開発総合センター参与の委嘱について、西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、臨時代理した種子島開発総合センター参与の委嘱について、同条第2項の規定により次のとおり報告します。

提案理由は、種子島開発総合センター参与設置要綱に基づき、種子島開発総合センター参与を上記のとおり委嘱したものである。任期は、平成28年10月1日から平成29年3月31日までであります。次の頁に鮫島安豊氏の経歴等を記載しております。

(教育長)

種子島開発総合センター参加として鮫島安豊氏を委嘱するということでもあります。皆さんから意見等ございませんか。(委員)ありません。それでは、議案第11号西之表市教育委員会の行事の共催又は後援に関する要綱の制定について、総務課長の説明をお願いします。

#### 4 議事

(1) 28議案第11号 西之表市教育委員会の行事の共催又は後援に関する要綱の制定について、総務課長の説明をお願いします。

(総務課長)

西之表市教育委員会の行事の共催又は後援に関する要綱の制定について、西之表市教育委員会の行事の共催又は後援に関する要綱の制定について教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由は、行事の共催又は後援についての承認基準及び事務手続き等を規定することにより共済等に関する承認決定の公平性及び事務処理の正確性、迅速性等を図るため、要綱を定めようとするものであります。

(教育長)

今まで、それぞれの課で講演依頼を受けそれぞれの書式で対応していたものを要綱を定め対応しようというものであります。

(委員)

申請、お願いがあった場合でのものですね。

(総務課長)

そうです。

(委員)

実施にあたっては、共催、後援等を教育委員会が様式を定め対応するということですね。

(教育長)

要綱を整備して、これにそって申請が来たものを処理することになりました。よろしいでしょうか。(委員)はい。よろしいでしょうか。それでは、次の委員から出された動議討論等に移ります。

#### 5 委員から出された動議討論等

(教育長)

委員の皆様から何かございませんか。

(委員)

ありません。

#### 6 行事实施状況及び行事予定

(教育長)

それでは、行事の実施状況と9月の行事について各課から説明をお願いします。

(各課長)

各課等の9月の行事实施状況について、資料に基づき説明を行った。

(教育長)

9月の行事实施状況について説明がありました。委員の皆様か質問がありましたらお願いします。

(委 員)

総務課の方で、給食センター前の県道改良工事について、協議されているようですので内容等を教えて下さい。

(総務課長)

県の方からは平成28年度に改良工事を行いたいということで3月に連絡がありましたが、市としては、平成29年度に実施を延ばしていただくよう要望しておりました。

給食センター前の工事は、フェンスや門が改良に掛るということで、市が工事を行い後で県が補償費を行うことになっており、その協議を行ったところです。

(委 員)

改良事業は、今のところで終わりですか。

(総務課長)

本年度は終わりで、来年度給食センター前を行います。

(委 員)

わかりました。

有難うございました。

(教育長)

その他ありませんか。

それでは、10月・11月の行事予定について各課から説明をお願いします。

(各課長)

各課等の10月・11月の行事予定について、資料に基づき説明を行った。

(教育長)

10月・11月の行事予定について説明がありました。委員の皆様か質問がありましたらお願いします。

(委 員)

ありません。

(教育長)

その他にありませんか。それでは、当面する教育行政の諸問題についてに入ります。

## 7 当面する教育行政の諸課題について

(教育長)

続いて、当面する教育行政の諸課題について、委員の皆様からございませんか。それでは、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事務事業の決定について総務課長の説明をお願いします。

(総務課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づく外部評価委員による点検及び評価を10月25日に実施することにしております。教育委員会として評価する事務事業を決めていただくこととなりますので、委員の皆さんから28年度評価してほしい事務事業があれば出していただきたいと思います。

(教育長)

平成28年度の点検は、昨年度実施した評価6事業であります。本年度評価する事業を委員の皆さんから出して頂きたいと思います。なければ事務局の方で提案する事務事業がありますか。

(総務課長)

はい。

総務課所管では就学援助事務の1事業、学校教育課所管では山村留学里親等支援事業・特別支援教育推進事業の2事業、社会教育課所管では図書館運営事業・スポーツ少年団支援事業・文化財保護事業の3事業を提案します。

(教育長)

事務局提案でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(教育長)

10月25日に外部評価委員による点検・評価があります。その後、教育委員による点検・評価を行い教育委員と外部評価委員との合同の会議を行い、3月に議会への報告、ホームページ掲載ということになります。続いて、学校教育課から不登校の状況、問題行動についての報告をお願いします。

(学校教育課長)

9月末の不登校、いじめ・問題行動等の状況について説明を行った。

## 8 その他

ありません。

## 9 閉会 午後4時15分